

第 5 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和6年5月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、第5回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 日程第6 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第7 | 農地の現状変更について |
| 日程第8 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第10 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	4 番	大友 信由	5 番	川村 雄治
6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

3 番	佐野 智幸
-----	-------

3、農地利用最適化推進委員

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第5回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、9番鎌田正治委員、10番三品英樹委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。今回報告いたします1件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします1件の届出は、貸家を建設するため、転用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、2件受理いたしております。今回報告いたします2件の届出は、住宅を建設するため、転用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の4頁をご覧ください。報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。3件ですが、うち2件は中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては2組でございます。いずれも双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号、農地の現状変更について、を議題といたします。それでは、はじめに事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の5頁をご覧ください。報告第5号、農地現状変更について、1件受理いたしております。内容につきましては、隣接する農地の高さまで盛土を行い、畑として利用するため、農地の現状変更を行うものでございます。なお、この農地現状変更についての受理につきましては、市農業委

議 菅 井 委 員	長 員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 つづいて、担当委員から説明願います。地図は5頁をご覧ください。 5月の担任委員ということで、渡邊推進委員、私、事務局の3名で立ち 会いました。該当地は、6頁を見ていただきたいのですが、この辺は全部 申請者の所有地でありまして、そこに今回埋め立てを行ったというところ です。ここに農道とかありますけども、その同じ高さということで、周辺 には何ら影響のないような状態になっております。現在は耕作しておりま して、じゃがいも、その他を植えるという計画であります。周辺には影響 がないということで、問題ないと私は判断いたしました。皆さんのご判断 を、宜しく願います。
議 長	ただいま事務局からと担当委員から説明がありましたが、この報告に対 し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議 長	ないようですので、報告第5号を終了いたします。
議 菅 井 委 員	日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。担当委員から説明願います。 議案書につきましては6頁、拡大図は2頁になります。そちらもご覧い ただきたいと思います。この件につきましては、経営主体を孫に変更する という案件でありまして、現状は、何ら変わるものではないということ です。作業内容としましては、きゅうりを作るということで、家族総勢6名 で作業を行うということですので、特に問題はないと判断いたしましたの で、皆様のご判断を宜しく願います。
議 長	それでは、整理番号1について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見 等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請に対する意見について、整理番号1について、申請のと おり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議 菅 井 委 員	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請について、整理番号1については、申請のとおり許可することに 決しました。続きまして、整理番号2について説明をお願いします。 議案書は6頁、地図については4頁をご覧くださいと思います。こ の案件は、所有者が公園のところで買い取られたところの残地というこ とで、約50坪ほどの狭小地でありまして、周辺が全部、譲受人が取り囲む

		ように既に取得しております。写真で見て分かりますように、そのところに一画入っております、利便性その他を考えますと、一貫して所有したほうが、非常に良いのではないかと思います。それで、今後はどのように活用しますかという話をしまして、椿などを植えてやりたいということです。椿は今、五千本ぐらい苗木を準備しているということで、将来的にはその油を搾って、食用とか色々なものに活用したいということです。この方々は、既に株式会社を取得しておりますので、そのような事業も併せて進めたいということです。今現在は、農地らしくないのですが、そのような計画のもとに農地として整備していくということです。できるだけ活用するという点では、私は良いのではないかと判断しましたので、皆様のご判断をお願いします。
議	長	それでは、整理番号2について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
木 皿 委 員		はい。この周辺全部、譲受人の土地だと思うのですが、今回取得する土地以外は、何か作付けしているのですか。
菅 井 委 員		作付けしているところもありました。現在、申請の土地の近くに、既に椿の木を植えています。将来的に椿の木を植えて、その油を活用したいという話は、お父さんから聞きました。
木 皿 委 員		以前に、申請地の近くの土地ですが、私も立ち合いに行ったことがあるのですが、その時はここに葡萄を作って、ワイナリーとかそんな感じでやっていきたいという話でした。その都度、計画が変更になっていますが、問題はないのでしょうか。
議	長	木皿委員からお話がありましたが、その件について、皆さんどのような考えをお持ちでしょうか。ご意見ある方、挙手願います。なかなか震災の跡地ということで、作物を作るのも大変そうな土地ではあるのですが、今後、椿を植えて油をとってやりたいという話のようなのですが、皆様いかがですか。土地に関しては、ここの部分だけ持っていても、譲渡人も大変かなということです。
木 皿 委 員		まわりの農地を利用して、いろいろとやるという話は聞いているのですが、農地としてしっかり活用してもらわないと困る。皆さんも、委員として意見があれば、出してもらえればいいのかと思うのですが。
議	長	事務局の方で、いつぐらい迄に作付けをはじめるということは聞いているのでしょうか。
橘 川 係 長		譲受人の方に確認をしまして、前回の話がどうだったかまでは分かりませんが、今回は、一年以内という話はいただいております。
議	長	一年以内という話しではあるのですが、大まかなところで、何月ぐら

		いから始めたいのか、お伺いをして、今後見守っていくのも大事かなと考えられます。他の皆さんはいかがでしょうか。玉浦地区の方はどうでしょうか。
菅 原 委 員		地図3頁の希望の丘の左下の方も、1年か2年前に農地にしたいということで申請があつて、そこに私も立ち会いましたのですが。その時は、豆などの野菜という話だったかと思うのですが。何となく、耕作の気配があるのかないのか。こちらの土地も、おそらく砂ですよ。
橘 川 係 長		はい。
菅 原 委 員		椿は私もそこまで詳しくはないのですが、ある程度、土壌改良しないとできないのではないのかなと思うのと、耕作の意識がどこまであるのか、ちょっと見えないというのがあります。耕作放棄地を農地として利用する。今回の案件に関しては、一カ所だけダメなところを集約するというのは、話としては利にかなっているのかなと思うのですが、ある程度、事業計画的なものがあるとか、こういった状況なのでこういう風に改善して、植物がこのくらい育って、この時期くらいから収益化をはかるとか、そういったものが、ある程度必要なのではないかなと思います。
議 長		菅原委員から、この件については問題ないけれども、周りの農地も含め、収支計画みたいなのをきちんと出してもらった方が良いのではないかという意見もありましたが、その他皆さん、どうでしょうか。
菅 井 委 員		立ち会いの際に、周辺の農地も含めた整備については、どうするのかという話はしました。自分のところは重機も揃っているから、一体的な整備ができるという話を息子さんがしていました。なので、そういう計画は漠然とした感じではありますが、そういうことを考えているらしいということとは確かです。
木 皿 委 員		確かに計画は、いま菅井委員さんが言われたとおり、椿を植えるだとか。菅原委員さんの言われたとおり、野菜とか。具体的に実施されるものなのか、その辺は、どうなのでしょう。
菅 井 委 員		証明をどうやるかということですね。
議 長		事務局の方から、出荷計画みたいな感じで、もう少し密に書いていただくようなお話はできないですか。
橘 川 係 長		できると思います。例えばですが、譲受人に、これから先の計画、菅原委員が言ったように事業計画をだしていただくという、例えば条件をつけて許可をすとか。もしくは、いったん保留にして、ちゃんと出してもらって来月もう一回諮るとか。そういった方法もあるかなと思っておりました。
古 積 事 務 局 長		それではですね、農地を所有権移転するとなると、周りの農地に迷惑を

事務取扱	かけない、荒らさないというところも重要な着眼点になりますので、今回の現場を見たときに、今回取得するところの周りの農地がご自身の農地であって、そこが草だらけで荒れているという状況であれば、そういったところも含めて、しっかり活用してもらう必要があります。先ほど、事務局の橘川が申し上げましたとおり、今後の計画なんかを確認しながら、許可に結び付けるといようなことで進めることはできると思います。逆に周辺を含め、適正な管理がある程度なされているということであれば、指導は、判断が必要というところがありますので、その辺は状況を見ながらになるのかなと思います。
議 長	いま事務局の方から説明がありましたけれども、計画書を出してもらってから許可をすとか、ちゃんとした計画を出してからではないと許可を出さない、保留にするという話が出ましたが、皆さんはいかがですか。
長田（幸浩）委員	はい。皆さんの意見を聞いて思ったのですが、農地の法律的な流動化は、自らの経営を発展させるための手段になっていると思うのですが。今回、本当にやるの？であれば、しっかりとした計画を出しなさい。と言われても、それをどこまで根拠として活かせるのかとなったら、その時はそう思いました、で終わると思います。その時は、そういうことで所有権移転をお願いしたということであれば、たぶん、この譲受人は認定農業者になっているので、5年毎に改善計画を出していると思います。その改善計画のチェックの中で、今まで農地の集積を農業委員会の議事録を見れば、こういう目的でやっているけれども、この改善計画を突合させてもらって、整合性をみて、そしてきちんとなっているのかという現状が出るようにした後に、更に5年後の計画を見ていただくということで、そこで経営のチェックをかけられるのかなと思います。ここの農地だけの問題で可能か、可能じゃないか、本当にやる気があるのであれば計画を出せと言っても、たぶん、その計画の妥当性をまた判断するのは難しい。その為の現地確認で、本人に意思を確認しているはずなので、そこは認めながらも、改善計画の認定の方でしっかりチェックして頂くということしかないのかなと感じました。意見です。
議 長	別な意見で、いったんこの案件を認めてから、今後の改善計画でこれまでの農地をきちんと集積するという方向に流していくのはどうか。という意見が出ましたが、皆さんいかがですか。いろいろ意見が出ましたが、まずこの案件に関しては、まずは問題ないということは一つですね。なので、これをまず認めて、今後注意をして改善していくための行動を起こしていくということで見えていくといようなことになるのかなと思いますが、いかがでしょうか。何か事務局からありますか。

古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱 議 長	改善計画の認定状況については、産業振興課との連携が必要となりますので、今後の経営の状況や計画について確認し、委員の皆様へお伝えしていきたいと考えております。以上です。
長田（幸浩）委員	それでは、今までいろいろ意見が出ましたので、ここでお諮りしてもよろしいでしょうか。いかがでしょうか。もっとご意見ありますか。
議 長	先程の意見にあわせて、譲受人の方の案件は、たぶんこれからも同じような案件が出てくると思うので、事務局の方で、この方の場合には過去に、いつ、こういう理由で説明されているということを把握して、農業委員に伝えて、現地確認する際も、この圃場はこういう理由でこうだった。でも、現況確認をすると、そうっていないのですが、どうなのでしょう。ということ、やっぱりきちんと確認した方が良いかと思います。以上です。
議 長 菅 原 委 員	その他、ありますか。思いついたこと、何でもどうぞ。 今後こういった案件が、長田（幸浩）委員の仰ったご意見のとおりなのですが。やはり、前に遡って、ちゃんとチェックをしながらしていくのが必要なのかなと思います。事務局の方で、その辺をチェックしながら進めて頂きたいと思います。
議 長	それでは、この件に関してはお諮りはしますが、このままにしていけないで、条件付きというわけではありませんが、今までの農地なんかをちゃんと作物作れるかどうか、計画をきちんとしているかどうか見守っていくということで、この件に関してはお諮りしたいのですが、よろしいでしょうか。もっと意見ありますか。
木 皿 委 員	この土地は、みんな周りが譲受人の方の土地なのですよね。だから、所有権の移転に関しては致し方のないことだと思うので、今後ともちゃんと、農地を利用するようにお願いすれば良いのかな、それしかないと思うのです。
渡 邊 （ 等 ） 委 員	こういう案件は、委員全員でどういう風になっているかというのを共有しておかないと、現地調査をおよそ3名か4名で行きますよね。初めて行く人もいるわけなので。その時初めて見て、ちょっと荒れているな。で終わると思うのですが。その前に見ている人とか、違う人が見えているわけですよね。ですので、その都度、今回の様な案件に関しては、みんなで情報を共有しておいた方がよろしいのではないのでしょうか。
議 長	渡邊（等）委員より、皆さんが現地に出るわけではないので、必要に応じ、情報を共有して認識したほうが良いと。今後このような案件があれば、より注意をしながら、きちんとしてくださいと要求をしていくということで、取り敢えずこの案件については、まずお諮りをする。ということ

菅 原 委 員

で、段々方向性としては、進んでいると思うのですが。もう少し意見を言いたいという方はいますか。きちんと色々と作って頂いていけば良いのですが、なかなか植えていないというところが心配な点ですね。

議 長

ちょっと質問なのですが。先ほど、例えば草が生えていたりとか、荒れている状態であれば、農地として認められないということですよね。例えば、トラクターでロータリーをかけて草とかは生えていないけど作付けしている様子がない。そういった感じであれば、管理されていて農地だということになるのでしょうか。作物を植えていなくても。

橘 川 係 長

それでは、事務局の方からお願いします。

農地として作付けをしていなくても、ちゃんと草刈り等をして肥培管理していれば、農地として認めるということです。

議 長

認めるということでした。その他、何かありませんか。

それでは、この整理番号2については、いろいろとご意見をいただきましたがお諮りして、これに伴ったいろんな問題に関しては、事務局の方にいろいろと調べてもらって、また新しい案件がきた時には、すぐに OK というのではなく、やっているかどうかというのを、お話をしながら進めていくという方向にしていただければなと思います。ですので、この案件については、お諮りしたいと思います。よろしいですか。それでは、まとめたいと思います。整理番号2について賛成の方は、挙手を願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2は、申請のとおり許可することに決しました。

議 長

日程第9、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。担当委員から概要を説明願います。

菅 井 委 員

地図は8頁をご覧くださいと思います。太陽光発電設備を設置の申請になります。申請地は、●●で作付けしていたところなので、契約を解除したということです。もともと陸稲か何かを作った形跡がありまして、ポンプがありました。それで全体に農道から若干低めになっておりまして、排水その他については、全くありません。一番の懸念については、草刈り条件その他について質問しまして、草刈りについては、委託業者に年3回お願いをします。それと、畦畔に関しても管理してもらえるのかと質問をしましたら、それもやるということでした。それで、ここは日当たりも良いということなんですが、周辺の方々に、今後きちんと状況を説明し

		てトラブルのないようにという話も出しております。地図の隣にありますのは、既に太陽光発電されているところなんですね。その隣の三角形のようなかたちになっているところなんです、そこに関しましては今現在です、若干のくぼ地ということで、その他に影響はないと。周辺にはフェンスを張って管理をするということでした。そういうことですので、まずこちらとしては良いのではないかと判断してきました。皆様のご意見をお願いします。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
木 皿 委 員		周辺にフェンスを張ってやると言ってたんですが、私たちもずっと耕作している土地の隣がソーラーパネルを置いているところがあって、そこでいつも困っていることは、除草剤散布とかをやって、草刈りをして綺麗にしているんですが、その散布をするとき周りに撒き散らして、うちの圃場に結構影響があるんですよ。そういうのは今までも数回あって、うちらも困ってるんで、そういうのがなければ良いんですけど。そういうのは担当委員の人達、聞いてきてるんですか。どんなもんか、そこまで聞かなかったかどうか、ちょっと分からないですけど。その辺まで言ってもらえれば良かったかなと思っています。
菅 井 委 員		ここの土地は、隣接している土地はないんですね。周りが全部道路で囲まれている状態なので、そういう点は良いのかなと思います。
議	長	事務局から何かありますか。
橘 川 係 長		業者の方には、他の案件でトラブルがあったことを伝えて、草刈りの際は、十分に気を付けていただくようにお話はしたいと思います。以上です。
議	長	それでは、話をするということにして頂いて、その他ご意見ありませんでしょうか。質問など。
菅 原 委 員		先月か先々月だったと思うのですが、宮城の芋沢で太陽光パネルの大規模な火災があって、鎮火までものすごく時間が掛かったのがありました。メンテナンスみたいなので、こういう業者さんはどのように考えているのかなと。太陽光パネルで芋沢の案件では、漏電とか。あと発電のときのケーブルがショートしたり、そういった原因もあるかと思うので、木皿委員が仰ったような、除草によるトラブルなどもあるかと思うのですが。仮に、この辺は比較的近くに住宅地もあるので、火災になるとかなり大変なことになると思うので、施設のメンテナンスなんかも確認した方が良いのかなと思いました。
議	長	菅原委員の方から、除草のこともそうだが、火災関係に関しても不安が

		あるということで、どのようなメンテナンスを考えているのか、分かれば事務局の方で、ありますか。
橘川係長		事業計画の方には、メンテナンスについては特に記載はないです。そこらも先ほどの除草の件と併せて確認をしたいと思います。以上です。
議	長	これから確認をして、いろいろ聞いていきたいということですけど、よろしいでしょうか。
菅原委員		はい。
議	長	その他ありませんか。大丈夫ですか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号1について、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号1について、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。続きまして、整理番号2についてお願いします。
菅井委員		議案書は7頁です。地図は10頁を見たいと思います。この申請地は、もともと住宅が建っていたということであります。住宅が建っていたのですが、住宅の中に水色の線で囲まれているように、三角形のかたちの農地があったということです。その農地に関しましては、既に砂利が敷きこまれていまして、農地の形を成していないということから、始末書が提出されています。資材置場として一時転用ということで申請を出しておりますが、ゆくゆくは売却まで進めたいと所有者は言っております。もともと住宅地でありましたので、入り口のところです、ちょうど農地になるところが昔の入り口だったということになります。資材置場として活用する分には、南側に農地がございますので、農地に対しては十分影響のない範囲内で、資材の準備をするということです。北側に関しては、ブロック塀があるんですね。ですので、境界についてはしっかりと境界されているということです。東側と南側のところに農地がありますので、充分幅をとって資材を置きたいということでした。対策をしっかりと頂きたいということで、話をしております。以前にも、資材置場として使っていたという話もありましたので、問題ないかなと思いますので、皆様のご判断をお願いします。以上です。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。

		ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号2について、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号2について、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。
議	長	日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の8頁及び別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が3件、4筆で、合計面積は9,377㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、5月31日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、利用権設定の1番及び3番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて先に審議するため、1番 木皿委員と13番 菅井委員は、除斥となります。 (1番 木皿委員、13番 菅井委員 退席)
議	長	それでは、只今、事務局から説明がありました件について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画のうち、利用権設定の1番、3番については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画、利用権設定の1番、3番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 (1番 木皿委員、13番 菅井委員 着席)

議 長 木皿委員及び菅井委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。つづいて、利用権設定の２番について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第３号、農用地利用集積計画、利用権設定の２番について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、議案第３号 農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第５回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

午後２時３０分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 9 番 _____

委員 1 0 番 _____